

「三重の森林づくり条例」の改正についての申入れ

三重県産材利用促進に関する条例検討会

三重県産材利用促進に関する条例検討会は、三重県産材の利用の促進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うことを目的に設置され、これまでに 17 回の検討会を開催し、昨年 12 月に「三重の木づかい条例（仮称）」中間案を取りまとめました。同中間案については、現在、意見募集（パブリックコメント）を実施しているところです。

当検討会において検討を進める中で、「三重の木づかい条例（仮称）」の制定と併せて、既存の「三重の森林づくり条例」についても改正を要する部分があるのではないかという議論が出てまいりました。しかしながら、同条例の改正は当検討会の設置目的の範疇^{ちゆう}を超えているため、同条例を所管する環境生活農林水産常任委員会において、下記の観点からの改正についてご検討いただきますよう申入れをいたします。

記

① 「市町の責務」の追加

「三重の木づかい条例（仮称）」に「市町の責務」を規定する方向となったこととの整合を図るとともに、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の創設など、近年、森林整備における市町の役割の重要性が高まっていることを踏まえ、「三重の森林づくり条例」においても「市町の責務」を追加してはどうか。

<追加条文イメージ>

（市町の責務）

第七条の二 市町は、三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念に基づき、県、森林所有者等、県民及び事業者と連携し、その地域の特性に応じて、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

② 「森林環境教育」（第 5 条・第 18 条）の「森林教育」への変更

令和 2 年 10 月に執行部において「みえ森林教育ビジョン」が策定され、今後県が推進する森林環境教育・木育を「みえ森林教育」として定義し直しているところであり、その動向も踏まえて、「三重の木づかい条例（仮称）」では森林環境教育及び木育を「森林教育」と総称する旨を規定する方向となったこととの整合を図るため、「三重の森林づくり条例」において第 5 条及び第 18 条の見出しに用いられている「森林環境教育」という用語を「木育」をも含めた「森林教育」に改めてはどうか。

③ 「県産材の利用の促進」(第16条)におけるエネルギー利用の位置付けの明確化

「三重の木づかい条例(仮称)」では、木質バイオマスのエネルギー利用は条例において利用促進を図る主たる分野とはしないと整理したところであるが、木質バイオマスのエネルギー利用は森林資源の循環利用の観点から重要なものであるので、「県産材の利用の促進」(第16条)において、エネルギー利用について明確に位置付けてはどうか。

<条文改正イメージ>

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

④ 「県産材の利用の促進」(第16条)の規定内容の充実化

現行の「三重の森林づくり条例」の「県産材の利用の促進」(第16条)において、県産材の利用の促進に必要な措置として明示されているのは「県産材の認証制度の推進」だけであるが、「三重の木づかい条例(仮称)」と相乗的に更なる県産材の利用の促進を図るため、県産材の利用の促進に必要な措置の具体的項目を更に追加的に規定し、その内容を充実させることも検討の余地があるのではないか。

○ 三重の森林づくり条例（平成 17 年三重県条例第 83 号）

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕^{ひん}している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用 育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材 三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」とい

う。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

議員提出条例に係る申合せ事項

〔平成12年4月19日 代表者会議決定〕

〔沿革〕平成12年6月28日、13年3月21日、19年11月30日改正

この申合せは、①委員会、②三重県議会基本条例第14条に規定する検討会等（以下「検討会」という。）及び③三重県議会基本条例第22条に規定する議会改革推進会議に設置される条例案検討組織（以下「検討組織」という。）が条例案の提出について検討を行う場合において適用する。

一 意見聴取、現地調査等

条例案の提出について検討を行うに当たっては、委員会、検討会及び検討組織（六の2を除き、以下「検討者」という。）は、それぞれ次の方法により意見聴取、現地調査等を行うことができる。

1 委員会

- ①委員派遣による現地調査
- ②執行機関からの意見聴取
- ③参考人招致
- ④公聴会の開催
- ⑤パブリックコメント

2 検討会及び検討組織

- ①議員派遣による現地調査
- ②執行機関からの意見聴取
- ③県民、有識者等からの意見聴取
- ④パブリックコメント

二 執行機関からの意見聴取

- 1 必要に応じ、検討者は、執行機関から意見を聴取することができる。
- 2 執行機関から意見を聴取する場合においては、議会担当部局を通じて行うものとする。

三 提出

検討者が条例案を提出するに当たっては、会議規則第11条及び「議案・意見書等の取扱いについての申合せ事項」によるものとする。

四 条例案の説明

- 1 検討会及び検討組織は、条例案を提出するに当たっては、本会議、議会運営委員会、全員協議会、代表者会議及び付託された委員会において条例案の説明を行うものとする。
- 2 委員会は、条例案を提出するに当たっては、本会議、議会運営委員会及び全員協議会において条例案の説明を行うものとする。ただし、条例案が委員会へ付託された場合においては、付託された委員会においても条例案の説明を行うものとする。

五 委員会付託

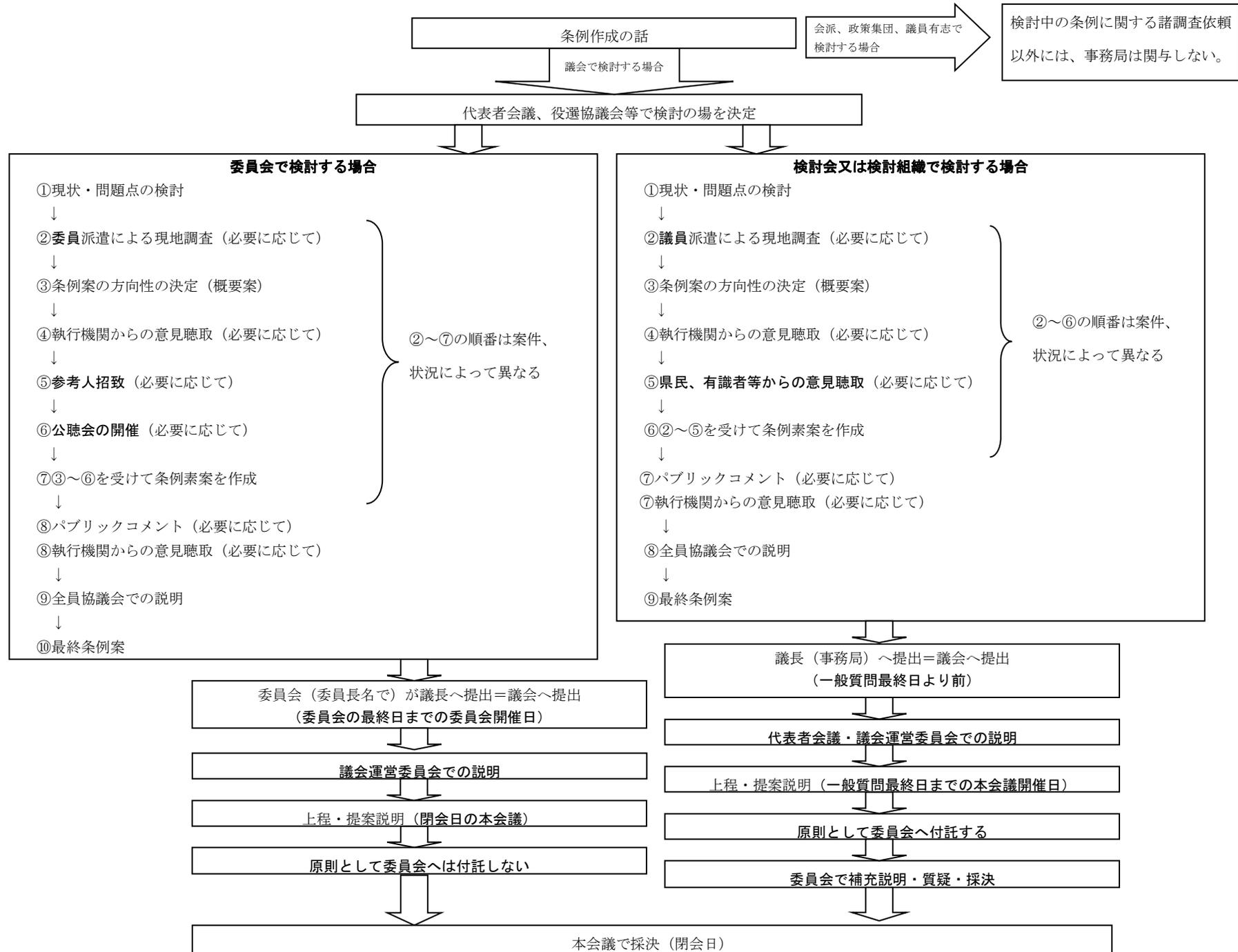
- 1 提出された条例案（委員会提出に係る条例案を除く。）は、会議規則第29条第1項の規定により、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に諮って付託を省略することができる。
- 2 委員会提出に係る条例案は、会議規則第29条第2項の規定により、委員会に付託しない。ただし、会議に諮って付託することができる。

六 議会事務局の処理事項

検討者の指示による議会事務局の処理事項は、次のとおりとする。

- 1 検討中の条例に関する諸調査
- 2 委員会、検討会及び検討組織の事務運営
- 3 意見聴取及び現地調査に係る事務
- 4 執行機関との連絡・調整

議員提出条例に係る申合せ事項フローチャート



議員提出条例（政策条例）の改正案の 提出に関する取扱いについて

〔平成 27 年 6 月 8 日 代表者会議決定〕

〔沿革〕 令和 2 年 3 月 3 日改正

議員提出条例（政策条例）について、議会又は執行部のどちらが改正案の提出を行うかについては、代表者会議で協議する。

「三重の森林づくり条例」の改正を行う場合のスケジュール（案）

令和3年1月15日 環境生活農林水産常任委員会

- ・三重県産材利用促進に関する条例検討会 田中座長から「三重の森林づくり条例」の改正について申入れ

令和3年2月3日 代表者会議

- ・「三重の森林づくり条例」の改正について、委員会提出の条例案（議提議案）として、環境生活農林水産常任委員会で検討することについて協議（正副委員長対応）

（代表者会議で了承が得られた場合）

令和3年2月上旬 環境生活農林水産常任委員会

- ・条例改正案の素案について検討

（必要に応じて）パブリックコメント
（必要に応じて）市町からの意見聴取
（必要に応じて）執行機関からの意見聴取
各会派での検討

令和3年2月下旬～3月上旬 環境生活農林水産常任委員会

- ・各方面からの意見を踏まえた条例改正案の検討

令和3年3月上旬 全員協議会

- ・条例改正案の説明（委員全員による対応）

令和3年3月16日 環境生活農林水産常任委員会（農林水産部関係）

- ・（全員協議会での意見等を踏まえ、）条例改正案の確定
- ・委員長名で条例案を議長に提出

令和3年3月22日 議会運営委員会

- ・条例改正案の説明（正副委員長対応）
- ・審議日程協議

令和3年3月23日 本会議

- ・上程、提案説明、採決（質疑は省略の見込み）